平成２９年（フ）第８号
群馬県高崎市柳川町80番地２
破産者　大久保晴美
1　決定年月日　平成29年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第３８号
相模原市中央区上溝５丁目12番17号　ユタカコーポ103
破産者　秋田　義則
1　決定年月日　平成29年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２１３号
相模原市南区南台３丁目４番９号　ボナール南台301
破産者　吉田　訓康
1　決定年月日　平成29年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１７０３号
福岡市博多区住吉３丁目５番５－1402号、前住所福岡市東区千早４丁目３番12―610号
破産者　山中　誠之
1　決定年月日　平成29年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９１１号
札幌市西区山の手４条11丁目６番12号
破産者　田中　一彦
1　決定年月日　平成29年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５９４号
札幌市厚別区厚別西５条４丁目３番５号　ジャストハイム１号
破産者　坂部　朋也
1　決定年月日　平成29年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６４２号
仙台市泉区七北田字白水沢71番地の３　シティハイツヨイチ201、開始決定時の住所仙台市泉区歩坂町57番７号　アクティブパレス百合ケ丘Ｂ８棟18
破産者　十二村れい子（旧姓神子田）
1　決定年月日　平成29年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第７５号
栃木県足利市家富町2182番地
破産者　野城　　功
1　決定年月日　平成29年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第３２２号
広島県東広島市黒瀬楢原東２丁目24番２号
破産者　一瀬　研史
1　決定年月日　平成29年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３２３号
広島県東広島市黒瀬楢原東２丁目24番２号
破産者　一瀬　華菜
1　決定年月日　平成29年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９６号
広島県尾道市瀬戸田町沢144番地５、住民票上の住所広島県尾道市因島中庄町1990番地１
破産者　渡邊　恵子
1　決定年月日　平成29年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第２４９号
福岡県宗像市赤間６丁目７番３―310号
破産者　中島雄一郎
1　決定年月日　平成29年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２６６号
福岡市中央区大手門１丁目１番27―403号、前住所福岡市中央区舞鶴２丁目８番６―609号
破産者　近江　　香（旧姓吉永）
1　決定年月日　平成29年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５６２号
福岡県春日市天神山６丁目18番地　第１天神山コーポ401号
破産者　内田　節子
1　決定年月日　平成29年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５９１号
福岡市東区筥松３丁目22番７―403号
破産者　田中　敏彦
1　決定年月日　平成29年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６２３号
福岡市博多区千代１丁目24番15―202号
破産者　青柳　洋子
1　決定年月日　平成29年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６３６号
福岡市博多区西春町４丁目５―20　小柳アパート１階、開始決定時の住所福岡県大野城市東大利２丁目１番27号　松永アパート206号
破産者　武藤眞理子
1　決定年月日　平成29年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９４号
鹿児島県出水市麓町24番35号　コーポ山下５号
破産者　東　　和幸
1　決定年月日　平成29年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係